

# **兵庫県建設リサイクルガイドライン**

平成30年4月改訂

**兵庫県国土整備部**

## 目 次

1 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて	p 1
2 建設リサイクル関係書類の作成について	
1 ) リサイクル関係書類の作成について[土木工事]	p 4
2 ) リサイクル関係書類の作成について[建築工事等]	p 5
3 各様式について	p 6
説明書表書（様式1）	p 7
説明書資料（様式1-1）	p 8
別紙（様式1-2）	p 9
法13条書面（様式2-1～2-3）	p 10
法13条書面の裏紙（様式2-4）	p 13
通知書表書き（様式3）	p 14
再生資源利用計画書（様式4-1）	p 15
再生資源利用促進計画書（様式4-2）	p 16
告知書表書（様式5）	p 17
再生資源利用実施書（様式6-1）	p 18
再生資源利用促進実施書（様式6-2）	p 19
リサイクル阻害要因説明書（様式7）	p 20
再資源化等報告書（様式8）	p 22
建設資材廃棄物引渡完了報告書（様式9）	p 23

## 1. 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて

### (1) 目的

「近畿地方における建設リサイクル推進計画」における目標値（以下「目標値」という。）を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルールの徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。

### (2) 対象事業

県土整備部所管の全ての事業（受託事業を含む）を対象とする。

### (3) 実施事項

#### 1) 計画・設計、積算段階

対象事業を実施する機関（以下「発注機関」という。）の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。

建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。

建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・碎石等再生材利用を検討する。

建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整を行う。

#### 2) 契約段階

##### 対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を請け負う建設工事事業者（以下、「元請業者」という。）に対し、以下の書類の作成・提出を指示する。

工事着手前：「再生資源利用(促進)計画書」（様式4-1、4-2）

工事完了時(再資源化等完了時)：「再生資源利用(促進)実施書」（様式6-1、6-2）

うち、対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。

神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例が適用される。

##### 対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合

発注機関の工事担当者は、同法第12条第1項に基づき、工事契約に先立って、落札者から説明書（様式1及び様式1に示す添付資料）及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示し

た分別解体等の方法等が適切であることを確認する。

### 3 ) 施工段階

#### 対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合

発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・

チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。

工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。

再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書（様式7）を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。

#### 対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合

発注機関の工事担当者は、工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、

同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書（様式8）の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。

#### 対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合

発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告（様式9）に産業廃棄物管理票（運搬終了報告・通知）の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。

但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。

### （4）その他

工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。

#### 本ガイドラインの策定及び改訂について

平成16年8月1日策定

平成20年3月3日改訂(平成20年4月1日適用)

平成22年6月25日改訂(平成22年7月1日適用)

平成23年4月28日改訂(平成23年5月1日適用)

平成29年7月18日改訂(平成29年8月1日適用)

平成30年3月9日改訂(平成30年4月1日適用)

( 5 ) 各品目におけるリサイクル目標値

各品目におけるリサイクル目標値については、最新の「近畿地方におけるリサイクル推進計画」によるものとする。

( 6 ) 特記仕様書について

【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】

( 建設副産物対策 )

リサイクルの実施状況を把握し、「近畿地方におけるリサイクル推進計画」の推進を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。

工事着手前：「再生資源利用(促進)計画書」

工事完了時(再資源化等完了時)：「再生資源利用(促進)実施書」

土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。

【建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】

( 建設副産物対策 )

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)

第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。

神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例の名称等を記載する。

土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。

## 2 建設リサイクル関係書類の作成について

### (1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時						
詳細設計時						
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)		工事担当者	設計書に添付		建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、 請負金額が500万円(税込み)以上の解体工事を含む場合 の追記有)
2) 工事契約前	説明書(様式1)	説明書資料(様式1-1) 別紙(様式1-2) 工程表(任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成  (告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請 業者に提出)
3) 工事契約時	13条書面(様式2-1~2-4)		契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第4条	
4) 工事着手前	通知書(様式3)	再生資源利用(促進)計画書	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	告知書(様式5) (工事担当者より元請業者 に周知)	通知書(様式3)の表の写し 説明書添付資料(様式1-2、工程表) の写し(工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成  (注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
	再生資源利用(促進)計画書		工事請負者	工事担当者	土木工事共通仕様 書	
	阻害要因説明書(様式7)		工事担当者	設計書に添付	リサイクルガイドライン	
	再資源化等報告書(様式8)	再生資源利用(促進)実施書	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長(環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、 かつ、請負金額が500万円(税込み)以上の解体工事を含む場 合に作成

### 根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(H12.5)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(H14.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(県H15.3制定、H19.3改正) 施工区域が政令市(神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市)の場合は各市条例による。

(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時						
詳細設計時						
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分条件等を記載する)		工事担当者	設計書に添付		建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事である場合に追記有)
2) 工事契約前	説明書(様式1)	説明書資料(様式1-1) 別紙(様式1-2) 工程表(任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円(税込み)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成  (告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請業者に提出)
3) 工事契約時	13条書面(様式2-1~2-4)		契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第4条	
4) 工事着手前	通知書(様式3)	再生資源利用(促進)計画書	工事担当者	県知事又は特定行政庁長(建築部局)	法第11条	
	告知書(様式5) (工事担当者より元請業者に周知)	通知書(様式3)の表の写し 説明書添付資料(様式1-2、工程表)の写し(工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注)技術企画課の依頼に応じて提出(電子データ)
	再生資源利用(促進)計画書		工事請負者	工事担当者	リサイクルガーディアン	
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	再生資源利用(促進)実施書		工事請負者	工事担当者	リサイクルガーディアン	
	阻害要因説明書(様式7)		工事担当者	設計書に添付	リサイクルガーディアン	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成
	再資源化等報告書(様式8)	再生資源利用(促進)実施書	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事、床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円(税込み)以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
6) 建設資材廃棄物の引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告(様式9)	産業廃棄物管理票 (運搬終了報告・通知)の写し	工事請負者	県知事又は政令市長(環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材(Con、As、木材等)を使用又は排出し、かつ、床面積が80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事である場合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(H12.5)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(H14.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(県H15.3制定、H19.3改正) 施工区域が政令市(神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市)の場合は各市条例による。

### 3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

様式4、様式6は、最新の様式を用いて行うものとする。

## 説明書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - - - ) 電話番号 - - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

### 記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

説明書資料

別紙(該当工事に必要事項を記載したもの)

工程表(工事着手日及び工程の概略を記載したもの)

## 説明書資料

工事の内容	工事の名称				
	工事の場所				
	工事の概要	工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等( ) 注1			
		工事の規模 建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m <sup>2</sup> 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m <sup>2</sup> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 階数 請負代金 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円(税込)			
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
		工事着手予定日 : 平成 年 月 日			
	請負者	会社名		フリガナ	現場代理人氏名
		所在地	〒		
		電話番号	- - - (内線)	FAX	- - -

受付番号 :

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

(例: 補装、築堤、土地改良等)

## (様式1-2(様式1の別紙))

別紙

## 建築物の解体工事

建築物の構造		□木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他( )					
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法		
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )		
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )		
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	⑤その他( )		その他の取り壊し □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用		
内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可能 不可能の場合の理由( )					
建築物に用いられた建設資材の量の見込							
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込及びその発生が見込まれる建築物の部分		種 類	量の見込	発生が見込まれる部分(注)		
	□コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤			
	□アスファルト・コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤			
	□建設発生木材		ト	□① □② □③ □④ □⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他							

## 建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工程ごとの作業内容	工 程		作 業 内 容		
	①造成等		造成等の工事 □有 □無		
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無		
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 □有 □無		
	④屋根		屋根の工事 □有 □無		
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 □有 □無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種 類	量の見込	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
	□コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
	□アスファルト・コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
	□建設発生木材		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					

## 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)

工作物の構造(解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他( )			
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他( )			
使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材			
工程ごとの作業内容	工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設		仮設工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工		土工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎		基礎工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造		本体構造の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
工作物に用いられた建設資材の量の見込(解体工事のみ)		ト			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込(全工事)並びに特定建設工事が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種 類	量の見込	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
	□コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
	□アスファルト・コンクリート塊		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
	□建設発生木材		ト	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					

(様式2-1)

法第13条及び省令第4条に基づく書面  
(建築物に係る解体工事用)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
屋根ふき材	屋根ふき材の取外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他( )	その他の取壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地  
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)  
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

## 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

## 1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
程 ご と の 作 業	造成等 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
内 容	基礎・基礎ぐい 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
及 び	上部構造部分・外装 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
解 体 方 法	屋根 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他( ) 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

## 2 解体工事に要する費用

なし

## 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されなければならない)  
別紙のとおり

## 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円

(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

(様式2-3)

**法第13条及び省令第4条に基づく書面**  
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

1 分別解体等の方法

工程 ごと の作 業内 容及 び解 体方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土木	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地  
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)  
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円  
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

( 樣式 2 - 4 )

(法13条及び省令第4条に基づく書面の裏紙)

別紙

(様式3)

（　　）第　　号  
平成　　年　　月　　日

知事 様  
市長 様

兵庫県 県民局長  
( 土木事務所 )

## 通 知 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記工事を平成　　年  
月　　日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。

記

工 事 名　　線　　工事  
(工事番号　　第　　号)

工 事 場 所　　市　　町

【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

【問い合わせ先】 兵庫県 県民局 土木事務所 課  
(住所) 兵庫県 市 町 番 号  
(TEL) 000-000-0000 (FAX) 000-000-0000

様式4-1 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工事用 -

-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版 -

1 / 2

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄	
	担当者	
	TEL	

加盟団体名		記入年月日	平成 年 月 日
請負会社名		工事責任者	
建設業許可、または 解体工事業登録	TEL	調査票記入者	
会社所在地	FAX		

工事名	請負金額	(税込)	右記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
工事施工場所	工事種類	工期(開始) 平成 年 月 日 (税込)	
(地先等)		工期(終了) 平成 年 月 日 再資源化等が完了した年月日	
工事概要等	施工条件の内容	平成 年 月 日 震災関連	

建築面積	m <sup>2</sup>	階数(地上)	階
延床面積	m <sup>2</sup>	階数(地下)	階
構造		使途	

2.建設資材利用計画

建設資材(新材料を含む全体の利用状況)					左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)					再生資源利用率 (B)/(A)*100
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	
特定建設資材	コンクリート			(トン)						(%)
				(トン)						(%)
	合 計			(トン)						(%)
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			(トン)						(%)
				(トン)						(%)
	合 計			(トン)						(%)
その他建設資材	木材			(トン)						(%)
				(トン)						(%)
	合 計			(トン)						(%)
	アスファルト混合物			(トン)						(%)
				(トン)						(%)
	合 計			(トン)						(%)
その他建設資材	土砂			(締めm <sup>3</sup> )						(締めm <sup>3</sup> )
				(締めm <sup>3</sup> )						(締めm <sup>3</sup> )
	合 計			(締めm <sup>3</sup> )						(締めm <sup>3</sup> )
	碎石			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
				(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
	合 計			(m <sup>3</sup> )						(m <sup>3</sup> )
その他建設資材	塩化ビニル管・継手			(kg)						(kg)
				(kg)						(kg)
	合 計			(kg)						(kg)
	石膏ボード			(トン)						(%)
				(トン)						(%)
	合 計			(トン)						(%)
その他の建設資材	合 計			(トン)						(%)
				(トン)						(%)

## 様式4-2 再生資源利用促進計画書 - 建設副産物搬出工事用 -

### 2.建設副産物搬出計画

2 / 2

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現場内利用			減量化		現場外搬出について								再生資源利用促進率 ( + + ) / (%)
		用途	利用量	うち現場内改良分	減量法	減量化量	搬出先名称	区分	施工条件の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の種類	現場外搬出量	うち現場内改良分	
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボルなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
建設廃棄物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物 となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	廃塩化ビニル管・ 継手	(kg)					搬出先1				km	(kg)	(kg)	(kg)	
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	紙くず	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
建設発生土	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	その他の分別された廃棄物	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
							搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	第一種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)		
	第二種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	第三種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	第四種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	浚渫土以外の泥土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
							搬出先2				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
合計		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)							(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	

(様式5)

## 告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)  
(郵便番号 - - - ) 電話番号 - - -  
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

通知書写し

別紙(説明書に添付したもの)

工程表(説明書に添付したもの)

様式6-1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 - - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H24建設副産物実態調査」対応版 -

1 / 2

1.工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄	
	担当者	
	TEL	

加盟団体名		記入年月日	平成 年 月 日
請負会社名			
建設業許可または 解体工事業登録	TEL	工事責任者	
会社所在地	FAX	調査票記入者	

工事名	請負金額	(税込)	左記金額のうち 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
工事施工場所 (地先等)	工事種類	工期(開始) 平成 年 月 日 工期(終了) 平成 年 月 日	(税込) 再資源化等が完了した年月日
工事概要等	施工条件の内容	平成 年 月 日	震災関連

建築面積	m <sup>2</sup>	階数(地上)	階
延床面積	m <sup>2</sup>	階数(地下)	階
構造		使途	

2.建設資材利用実施

建設資材(新材料を含む全体の利用状況)					左記のうち再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入して下さい)						再生資源利用率 (B)/(A)*100
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
	合計			(トン)							(トン)
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
特定建設資材	合計			(トン)							(トン)
	木材			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
	合計			(トン)							(トン)
特定建設資材	アスファルト混合物			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
	合計			(トン)							(トン)
	土砂			(締め m <sup>3</sup> )							(締め m <sup>3</sup> )
				(締め m <sup>3</sup> )							(締め m <sup>3</sup> )
その他建設資材	合計			(締め m <sup>3</sup> )							(締め m <sup>3</sup> )
	碎石			(m <sup>3</sup> )							(m <sup>3</sup> )
				(m <sup>3</sup> )							(m <sup>3</sup> )
	合計			(m <sup>3</sup> )							(m <sup>3</sup> )
その他建設資材	塩化ビニル管・継手			(kg)							(kg)
				(kg)							(kg)
	合計			(kg)							(kg)
	石膏ボード			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
その他建設資材	合計			(トン)							(トン)
	その他の建設資材			(トン)							(トン)
				(トン)							(トン)
	合計			(トン)							(トン)

## 様式6-2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

### 2.建設副産物搬出実施

2 / 2

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現 場 内 利 用			減 量 化		現 場 外 搬 出 に つ い て							再生資源利 用促進率 ( + + ) / (%)	
		用途	利用量	うち現場内 改良分	減量法	減量化量	搬 出 先 名 称	区分	施工条件 の内容	搬 出 先 場 所 住 所	運搬距離	搬 出 先 の 種 類	現場外搬出量	うち現場内改良分	
特定 建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボルトなど木製資材 が廃棄物になったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先2				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物になったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	搬出先2						km				km	(トン)	(トン)	(トン)	
建設 廃 棄 物	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	搬出先2						km				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
建設 廃 棄 物	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物になったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	搬出先2						km				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km	(トン)	(トン)	(トン)	
	搬出先2						km				km	(トン)	(トン)	(トン)	
建設 廃 棄 物	金属くず	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)					搬出先1				km	(kg)			
	搬出先2						km				km	(kg)		(kg)	
建設 廃 棄 物	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
建設 廃 棄 物	紙くず	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
建設 廃 棄 物	その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km	(トン)			
	搬出先2						km				km	(トン)		(トン)	
建設 発 生 土	第一種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	第二種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
建設 発 生 土	第三種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	第四種 建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
建設 発 生 土	浚渫土 以外の泥土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
	浚渫土 (建設汚泥を除く)	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)		搬出先1				km	(地山m3)	(地山m3)		
	搬出先2						km				km	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
合計		(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)							(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	

様式 7

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

. 建設資材利用計画

【 】内;目標値、[ ]内;計画値、( )内;達成値 計画書に比べて10%以上下がった理由	土 砂 ( % )	碎 石 ( % )	アスファルト混合物 ( % )
	[ 100 %]	[ 100 %]	[ 100 %]
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減少した			
再生材の規格が仕様に適合しなくなった			
その他(下の括弧内に記入)			

その他



. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

【 】内;目標値、[ ]内;計画値、( )内;達成値 計画書に比べて10%以上下がった理由	建設発生土 ( % )	コンクリート塊 ( % )	アスファルト・コンクリート塊 ( % )
	[ 90 %]	[ 概ね100 % ]	[ 概ね100 % ]
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他



## 2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

【 】内;目標値、[ ]内;計画値、( )内;達成値 計画書に比べて10%以上下がった理由	建設汚泥 ( % )	建設発生木材 ( % )	建設混合廃棄物
	[ % ]	[ % ]	[ 95%以上 ]
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に印を付ける。

理由の欄に該当するものが無い場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

(様式 8 )

## 再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
(郵便番号 - - - ) 電話番号 - - -  
住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり  
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込み)  
(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など  
再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)  
再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

(様式9)

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事  
注文者 様

報告者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	m <sup>2</sup>
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		引渡量	

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

2 木くず、がれき類（コンクリートくず）、がれき類（アスファルトくず）及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

現行	改定
<p>兵庫県建設リサイクルガイドライン</p> <p>平成29年8月改訂</p> <p>兵庫県国土整備部</p>	<p>兵庫県建設リサイクルガイドライン</p> <p><u>平成30年4月改訂</u></p> <p>兵庫県国土整備部</p>

現行	改定
<p>た分別解体等の方法等が適切であることを確認する。</p> <p><b>3) 施工段階</b></p> <p>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルールの徹底を図る。</p> <p>①工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。</p> <p>②工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p> <p>再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書（様式7）を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書（様式8）の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告（様式9）に産業廃棄物管理票（運搬終了報告・通知）の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。</p> <p>但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。</p> <p><b>（4）その他</b></p> <p>工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。</p> <p>本ガイドラインの策定及び改訂について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成16年8月1日策定 平成20年3月3日改訂（平成20年4月1日適用） 平成22年6月25日改訂（平成22年7月1日適用） 平成23年4月28日改訂（平成23年5月1日適用） 平成29年7月18日改訂（平成29年8月1日適用）</p> </div> <p>た分別解体等の方法等が適切であることを確認する。</p> <p><b>3) 施工段階</b></p> <p>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルールの徹底を図る。</p> <p>①工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。</p> <p>②工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p> <p>再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書（様式7）を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、工事完了時（再資源化等完了時）に、元請業者から、同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書（様式8）の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合</p> <p>発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告（様式9）に産業廃棄物管理票（運搬終了報告・通知）の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。</p> <p>但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。</p> <p><b>4) その他</b></p> <p>工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。</p> <p>本ガイドラインの策定及び改訂について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成16年8月1日策定 平成20年3月3日改訂（平成20年4月1日適用） 平成22年6月25日改訂（平成22年7月1日適用） 平成23年4月28日改訂（平成23年5月1日適用） 平成29年7月18日改訂（平成29年8月1日適用） 平成30年3月9日改訂（平成30年4月1日適用）</p> </div>	

現行	改定
<p><b>3 各様式について</b> 建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。</p>	<p><b>3 各様式について</b> 建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。 <u>※様式4、様式6は、最新の様式を用いて行うものとする。</u></p>

## 2 建設リサイクル関係書類の作成について

### (1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
契約開始・子細記載時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (建設段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	— (特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出する場合に貯蔵 建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に貯蔵 料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の解体工事を含む場合 の追記有)	—
2) 工事実施前	説明書 (様式1)	説明書資料 (様式1-1) 別紙 (様式1-2)	落札者	工事担当者	法第12条第1項 特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、かつ、 料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。	—
3) 工事実施時	13条書面 (様式2-1~2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第12条第1項 特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。	—
4) 工事着手前	通知書 (様式3)	CEDAS (計画書) (様式4-1、4-2) 説明書 (資料) (様式4-1、4-2)	工事担当者	既定行政方長 (建築部局)	法第13条 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。
5) 工事完了時 (再資源化施設 完了時)	CEDAS (計画書) 阻害要因説明書 (様式7)	— —	工事請負者	工事担当者	付りかた*1(ア)付りかた*1(ア) 技術企画課の依頼に応じて提出 注) 技術企画課の依頼に応じて提出	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出する場合に貯蔵 量を比較して 10%以上下がった場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡すから 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡す了解書 (様式9)	在庫定期監査票 (運営会了解書・通知) の写し	工事請負者	工事担当者	付りかた*1(ア) 特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。

### 根拠等

法: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5.5)

省令: 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (平成14.3)

条例: 兵庫県建築物等の不適正な処理の防止に関する条例 (県田5.3制定、H19.3改正) 兵庫工政局が改めて (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

44

## 2 建設リサイクル関係書類の作成について

### (1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
契約開始・子細記載時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (建設段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	— (特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出する場合に貯蔵 建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に貯蔵 料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の解体工事を含む場合 の追記有)	—
2) 工事実施前	説明書 (様式1)	説明書資料 (様式1-1) 別紙 (様式1-2)	落札者	工事担当者	法第12条第1項 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、かつ、 料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。
3) 工事実施時	13条書面 (様式2-1~2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。
4) 工事着手前	通知書 (様式3)	再生資源利用(底地)計画書	工事担当者	既定行政方長 (建築部局)	付りかた*1(ア) 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出する場合に貯蔵 量を比較して 10%以上下がった場合に提出
5) 工事完了時 (廃棄物化 完了時)	再生資源利用(底地)実施書 再生資源利用(底地)実施書	— —	工事請負者	工事担当者	付りかた*1(ア) 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、かつ、 料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。
6) 建設資材廃棄物の 引渡すから 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡す了解書 (様式9)	在庫定期監査票 (運営会了解書・通知) の写し	工事請負者	工事担当者	付りかた*1(ア) 特定行政方長 (建築部局)	特定建設資材 (Con. As、木材等) を使用又は排出し、 かつ、料負担額が 500 万円 (税込み) 以上の場合は各市条例による。

### 根拠等

法: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12.5)

省令: 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (平成14.3)

条例: 兵庫県建築物等の不適正な処理の防止に関する条例 (県田5.3制定、H19.3改正) 兵庫工政局が改めて (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

現行

改定

現行						改定					
(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】						(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】					
作成時期	作成書類	作成書類	作成者	提出先	根拠等	作成時期	作成書類	作成者	提出先	根拠等	対象工事
最終設計・子細検討時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (再資源化)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分条件等を記載する)	—	工事担当者	設計図面に添付	—	—	特定種材を搬入又は建設設備物を搬出する場合に記載 (特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の解体工事、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	—	—	—	—
2) 工事実施前	説明書 (様式1)	説明書資料 (様式1-1) 引紙 (様式1-2) 工程表 (仕事手配)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	—	特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	—	—	—	—
3) 工事実施時	13条書面 (様式2-1~2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 各令第4条	—	特定種材を搬入又は建設設備物を搬出する場合に記載 (特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	法第13条第4条	各令第4条	法第13条第4条	—
4) 工事着手前	通知書 (様式3)	CEDAS (計画書) (様式4-1、4-2) 説明書資料 (様式1-1、2-1、工程表)	工事担当者	契約事務又は 特定種材方長 (建築部局)	法第12条第2項	—	特定種材を搬入又は建設設備物を搬出する場合に記載 (特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	法第12条第2項	各令第4条	法第12条第2項	—
5) 工事着手時 (再資源化等) 完了時	告知書 (様式5) (工事担当者より元消費者に 届け出る旨の記載) 限者要因説明書 (様式7)	CEDAS (計画書) の表の写し (工事実施前作成)	元消費者	下請業者	—	—	特定種材と比較して 10%以上下がった場合に作成 (特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	法第12条第2項	各令第4条	法第12条第2項	—
6) 建設資材荷造物の 引渡日から 15 日以内	再資源化等報告書 (様式8)	充実化要因説明書 (運営終了報告・通知) の写し	工事担当者	工事担当者 (建築部局)	法第16条の3	—	特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の解体工事である場合に作成 (特定種材 (Co、As、木材等) を使用又は排出し、かつ、床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の新築・増築工事、又は請負金額が 1 億円 (税込み) 以上の建物の解体・整備・修繕工事である場合に該工事である場合に適用)	法第16条の3	各令第4条	法第16条の3	—
根拠等						根拠等					
法: 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (平成25年6月1日施行) 第1章 第1節 第1項 第1号 (再資源化等に関する省令 (平成14年3月13日政令第10号)) 治施工区段が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。						法: 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (平成25年6月1日施行) 第1章 第1節 第1項 第1号 (再資源化等に関する省令 (平成14年3月13日政令第10号)) 治施工区段が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。					

現行	改定
<p>(様式 3)</p> <p>〇〇(〇〇)第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>知事 様 市長 様</p> <p>兵庫県〇〇県民局長 (〇〇土木事務所)</p> <p><b>通 知 書</b></p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。</p> <p>記</p> <p>【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <p>【問い合わせ先】 兵庫県〇〇県民局〇〇土木事務所〇〇課〇〇〇〇 (住所) 兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>(様式 3)</p> <p>〇〇(〇〇)第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>知事 様 市長 様</p> <p>兵庫県〇〇県民局長 (〇〇土木事務所)</p> <p><b>通 知 書</b></p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、<u>下記工事を平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。</u></p> <p>記</p> <p>工事名 〇〇〇線 〇〇〇〇工事 (工事番号 〇〇第〇〇〇〇号)</p> <p>工事場所 〇〇市〇〇町〇〇</p> <p>【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <p>【問い合わせ先】 兵庫県〇〇県民局〇〇土木事務所〇〇課〇〇〇〇 (住所) 兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (FAX) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>